

食品衛生講習会等の WEB 対応について

食品衛生責任者養成講習会について

食品衛生法施行規則第 66 条の 2 第 1 項 別表 17 では、営業許可申請、営業届出をされている食品等事業所 1 施設につき 1 名の食品衛生責任者を設置することが定められており、調理師、製菓衛生師等の有資格者でない場合は、食品衛生責任者養成講習会を受講する必要があります。

当協会では、奈良県および奈良市より指定を受け、食品衛生責任者養成講習会を実施しております。

食品衛生責任者養成講習会については、本年 7 月より従来の集合型講習の他に e-ラーニング講習を開始しております。

<http://www.nara-shokkyo.jp/e-learning/index.html>



食品衛生実務講習会について

食品衛生実務講習会については、食品等事業所での食品衛生責任者ならびに従事者を対象とした、食品衛生法および食品衛生に関する最新情報の習得と、基本的な知識の再確認を目的とした講習となります。

食品衛生実務講習会については、本年 11 月 1 日より e-ラーニング講習を開始しております。

<http://www.nara-shokkyo.jp/e-learning02/index.html>

